同月三十一日 同月二十四日と六月七日の二回、東京都建設局技官大河原春雄は れ、六角類雄 建築科(同前)の発案により建築法規に関する特別講義を行う。 元教授水谷武彦は構造原理授業担任講師を嘱託さ (昭和十二年漆工部卒)は漆工部講師を嘱託され

六月六日 装飾美術談」と題して特別講義を行う。 藤田嗣治は図案部 (広川松五郎)の発案により「巴里

同月十六日 山本豊市、 菊池一雄、佐藤謙三は講師を嘱託され

同月二十六日 同月二十五日 七月十二日 七日まで岐阜県高山市へ出張を命ぜられる。 文部事務官中村正義は本校勤務を命ぜられる 上野直昭は正倉院評議会員を委嘱される。 脇本楽之軒は古美術研究のため八月十一日より十

十二月二十日 八月三十一日 藤利次は依願解嘱となる。斎藤昇は鍛金部授業を嘱託される。 合清は師範科講師を嘱託される。講師飯田喜代鏡および嘱託遠 岡本静二、木下栄昇、望月清は文部事務官に任命 清水正雄は漆工部講師を、渡辺武夫および嘱託川

工、金工の各部に分ける

漆

同月三十一日 命ぜられる は本校勤務を命ぜられ、 講師丸井金蔵は依願解嘱となる。文部教官品田慎 同末田利一は工芸技術講習所勤務を

され、本校勤務を命ぜられる。

ているペン書き文書。 生徒課」と題する文書綴に収録されている謄写版印刷物。後者は 規則」を掲載する。前者の原本は「昭和二十二年 るが、実際は二十一年四月一日から適用された。 の規程、規則である。双方とも昭和二十二年四月一日から適用とあ 「昭和二十三年七月 東京芸術大学案」と題する文書綴に収録され 昭和二十二年二月改正の「東京美術学校規程」と「東京美術学校 新字に統一して転載する。これらは本校最後 東京美術学校

第二条 第一条 第四条 第三条 絵画科を油画、毛筆、彫刻科を塑造、 りと認める者は銓衡の上之を入学せしめることが出来る る者とする 但予科を修了しない者と雖も特に美術に関し才能あ 東京美術学校規程 本科を分けて絵画科彫刻科工芸科及び建築科とする 本科及び師範科の修業年限は三ヶ年乃至六ヶ年とする 本科及び師範科に入学することを得る者は予科を修了した 東京美術学校の学科を分けて本科及び師範科とする (昭和二十二年二月十九日 木彫、工芸科を図案、

第七条 第六条 第五条 本科の各学科、師範科の学科目及び其の授業総時数は第 号表〔規則と重複するため省略〕による 予科に入学することを得る者は中学校高等女学校第四学年 東京美術学校に予科を置く。予科の修業年限は一年とする

第八条 予科の学科目及びその授業総時数は第一 号 〔規則と重複す

修了者又はこれと同等以上の学力ある者に就き試験の上学校長が

これを定める

#### 3 規程、 規則改正

るため省略〕表による

第九条 選科及び聴講生に関する規程は学則においてこれを定める 東京美術学校に選科及び聴講生を置くことが出来る

#### 附 則

この省令は昭和二十二年四月一日からこれを適用する この省令を実施する際在学する生徒の学科、 授業総時数は新旧規程を斟酌して学校長がこれを定める 学科目及び其の

東京美術学校規則(昭和廿二年二月改正)

目次「省略」

第一章 総則

第二条 本校は学科を分けて本科及師範科とする

し兼て図画及手工教員を養成す

第一条 本校は専門学校令に拠り専門の美術家を養成するを主旨と

第三条 本科及師範科の修業年限は三ヶ年乃至六ヶ年とす

本科及師範科に入学することを得る者は予科を修了したる

第四条

認める者は銓衡の上之を入学せしめることを得 者とす 但予科を修了せざる者と雖も特に美術に関し才能ありと

第二章 本科

第五条 絵画科を油絵、毛筆、彫刻科を塑造、 本科を分けて絵画科、 彫刻科、 木彫、 工芸科及び建築科とす 工芸科を図案 金

第六条 漆工の各部に分つ 本科の各科の学科目及び其の授業総時数右の如し

但し授業総時数は最低時数を示す

(図案及び書道、油画、 体育 国語 実技 公民 美術史 選択学科目 美術解剖学 外国語(英語又は仏語 学科目 絵画科 計 素描、 授業総時数 三五七〇 二五二〇 七00 === 一四〇 美術史 体育 外国語 国語 実技 公民 選択学科目 美術解剖学 、素描及び図案 学科目 彫刻科 計 (英語又は仏語) 授業総時数 三五七〇 二五二〇 110 七00 四〇

国語 公民 美術史 外国語(英語又は仏語) 体育 選択学科目 図案及製図 学科目 工芸科図案部 毛筆画 授業総時数 二五二〇 = 0 七00 四〇 実技 体育 物理化学 公民 美術史 国語 外国語(英語又は仏語) 選択学科目 金属及金属材料学 学科目 工芸科金工部 授業総時数 二五二〇 七00 一四〇

国語 学科目 工芸科漆工部 計 授業総時数 三五七〇 公民 (五科目選択必修(影金、鍛金、鋳金、塑造、) 学科目 建築科 授業総時数 三五七〇 一四〇

第九条

各学科目又は特別講義を聴講することを得

教員無試験検定を得んと慾する者は在学中所定の学科目の外に左

本科卒業後師範学校、中学校及高等女学校の図画又は手工

の学科目を修了することを要す

実技 体育 公民 美術史 選択学科目 外国語(英語又は仏語) 木彫及び図案、茶工、毛筆画、 二五二〇 三五七〇 110 500c 四〇 外国語 国語 図学 美術史 実技 建築装飾施行法 建築構造 建築材料 ( 木彫及び工芸 ) 製図、絵画、塑造、 五三〇 三五七〇 七00 1110

第七条 書道、 美術材料、 毛筆画、 前条学科目中選択学科目は次の学科目から選択するものと 欧米思想史、 美術解剖学、 美学、色彩学、考古学、 欧米文芸史、物理化学、 風俗史、 工芸化学、 [Hij

第八条 本科生徒は所定の学科目を学修する外許可を得て第七条の

教育学及教授法

練習法及教授 図 図 教 学科目 育 教 学 学 員 志 毎週教授時数 빞 者

第十条 否を決定す 部の実技を一学年一学科目に限り兼修することを得 兼修学科目は一学年を単位とし学年の始めに於て詮議の上其の許 工芸科生徒は志望により其の所属部の実技以外に工芸科他

兼修学科目に就きては第十一章の試験規定を適用せずと雖も成績 を許可せず 正当なる理由なくして兼修を中止する者は以後再び兼修すること

優秀なる者に限り兼修証書を授与することあるへし

第十一条 本校に予科を置く 予科の修業年限は一年とす 第三章 予科

第十二条 予科には第四十五条の休学規定に依るの外一年以上在学すること 予科に入学することを得る者は中学校、高等女学校第四

長これを定む 学年修了者又はこれと同等以上の学力ある者に就き試験の上学校

第十三条 予科の学科目及びその授業総時数左の如し 授業総時数は最低時数を示す

| <b>a</b> + | 物理化学 | 数学     | 自然科学   | 美学 | 美術史 | 外国語 | 国語 | 実技          | 体育 | 公民 | 学科目   |
|------------|------|--------|--------|----|-----|-----|----|-------------|----|----|-------|
| 一二六〇       | 三五   |        | 七〇     |    |     |     |    |             | 三五 | 三五 | 授業総時数 |
|            |      | 英語又は仏語 |        |    |     |     |    | 備           |    |    |       |
|            |      |        | B<br>3 |    |     |     |    | 図案、工作及び書道とす |    |    | 考     |

美

第十四条 但し当該学校を卒業したるときは更に其の成績証明書を提出すべ 者に準ずることを得 き見込みありと当該学校長の証明したる者に限り卒業者又は修了 第十二条の学校に在学中の生徒にして卒業又は修了すべ

合は入学を許可せず

若し其の手続を為さず或は卒業又は修了試験に合格せざる場

第十五条 予科に入学せむと慾する者は本科に於て学修すべき志皇 の科及部名を記して願出づべし

第四章 師範科

第十六条 師範科の学科目及びその授業総時数左の如し

師範科

美術史 外国語 (毛筆画、 学科目 語 育 民 学 技 油画、 素描、 図案、 工作、書道) 授業総時数 五三〇 七00 = 0 四〇

実 体

k

西田正秋と予科生たち (石膏室に 仁田三夫氏撮影・提供)

図学及製図

教育学

教授法及教授練習法

心理学、論理学及哲学

ŀ

選択学科目

三五七〇

第十七条 前条学科目中選択学科目は次の学科目から選択するもの

論、美術材料、欧米思想史、欧米文芸史、物理化学、工芸化学、書道、毛筆画、美術解剖学、美学、色彩学、考古学、風俗史、画

教育学及教授法

第十八条 師範科の授業料は徴収せず

第五章 研究科

第十九条 研究科を実技及学術の二部に分つ

第二十条 研究科の修業年限は二年以内とす

りては其の専攻せむとする研究題目を指定して願出づべし研究者に在りては其の専攻せむとする実技科目、学術研究者に在第二十一条 研究科に入学せむと慾する者は学年の始めに於て実技

経過せず且卒業成績八十点以上の者とす第二十二条 実技研究の為入学を許可すへき者は本校卒業後二年を

りと認めたる者とす 学術研究の為入学を許可すべき者は本校卒業生にして其の資格あ

但し本校卒業生にあらざるも同等以上の学歴を有する男子に限り

銓衡の上入学を許可することあるべし

のを先とし同一年度の者に就きては卒業成績の順位により入学を第二十三条 実技研究志望者定員を超ゆるときは卒業年度の近きも

ことあるべし ことあるべし なり ことあるべし による場合に於ては本条の選に洩れたる者を以て補 章

第二十五条 研究生は許可を得て各科の学科目を聴講することを得することを得 但し学年の始に於て詮議の上其の許可を決定す第二十四条 実技研究生は其の専攻学科目の外他の実技科目を兼修

第二十六条 研究生にして其の成績優秀なる者には製作費又は研究

旅行費を給与することあるべし

し 学術研究生は其の研究を終了したるときは其の結果を論文と第二十七条 研究生は毎学年の終に於て其の修業の経過を報告すべ

して提出すべし

の上修了証書を授与することあるべし 第二十八条 研究生にして其の研究学科目を修了したる者には考査

第六章 選科

習せむと慾する者は本科生に缺員ある場合に限り銓衡の上選科に第二十九条 本科入学の資格を有せざるも本科各科の実技のみを学

入学を許可す

を準用す 選科生には特に規定するものム外本科生に関する規定第三十一条 選科生は許可を得て本科所定の学科を聴講することを得

## 第七章 聴講生

目若くは数科目を学習せむと慾する者は教授上差支へなき場合に第三十二条 生徒以外の者にして本校に於て教授する学科目中一科

限り考査の上聴講生として出席を許可す

第三十四条 聴講生は特に規定するものム外本校諸規定を遵守すべ第三十三条 聴講生は本校所定の制服制帽を着用することを得ず

1

第八章 学年、学期、授業及休業

第三十五条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第三十六条 学期を分ちて左の三学期とす

四月一日より八月三十一日に至る

第一学期

第二学期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三学期 一月一日より三月三十一日に至る

第三十七条 休業日は左の如し

春期休業 四月一日より四月十日に至る

夏期休業

冬期休業 十二月二十五日より翌年一月七日に至る

七月十一日より九月十日に至る

大祭日、祝日、日曜日、本校設置記念日

し時季により伸縮することあるべし授業は前記休業日の外毎日午前八時に始まり午後四時に終る

第九章 入学及在学

第三十八条 入学期は学年の始とす

第三十九条 入学志望者は左の書類に検定料金 円を添へ願出つへ

一、入学願書(第一号書式)

一、履歴書(第二号書式)

一、卒業又は修了證明書或は試験検定合格証明

一、戸籍抄本

人物考查、

及学業成績表(第三号書式)

一、写真(最近三ヶ月以内に撮影したる半身脱帽手札型)

但し本校卒業生にして研究科に入学を志望する者は入学願書及有する者に在りては前記書類の外所属長官の承認書を添付すべし入学志望者にして現に教職其の他官公職に在る者又は服務義務を

承認書の外本校の書類及検定料を要せず

検定料は如何なる事由あるも返付せず

第四十条 中途退学せし者再入学を願出つるときは退学当時の情

此の場合には前条の規定を適用せす

を調査し学年の始に於て原級以下に編入することあるへし

第四十一条 入学を許可せられたる者は直に保証人(父兄若くは父

兄に代りて其の責に任する者)の連署を以て在学証明書(第四号

書式)を差出すべし

保証人は東京市内又は其の附近に居住する成年の男子にして一家

第四十二条 保証人死亡し又は其の資格を失ひたるときは直に適当計を立つる者に限る

但

生徒及保証人住所身分等に異動を生じたる場合亦同じなる保証人を定め届出づべし

第四十三条 入学を許可せられたる者は二週間以内に本校所定の制

服制帽を調製、着用すべし

1055 第2節 昭和22年

### 第十章 缺席、 休学及退学

第四十四条 は保証人連署し疾病に因る者は医師の診断書を添付すべし 由を詳記し三日以内に届出つへし。 生徒疾病其の他の事故に因り缺席したるときは其の事 若し缺席七日以上に及ふとき

第四十五条 を添付すへし 証人の連署を以て其の事由を詳記し疾病に因る者は医師の診断書 を願出つるときは其の学年間に限り之を許可す 此の場合には保 生徒疾病其他已むを得さる事故に因り一学期以上休学

但し研究生の休業は疾病の場合に限り之を許可す

第四十六条 生徒疾病其他の事故に因り退学せむとするときは保証 添へ願出つへし 人の連署を以て其の事由を詳記し疾病に因る者は医師の診断書を

第五十二条

授業料の年額及分納期左の如し

第四十七条 左の各号の一に該当するものは退学せしむ

科別

年.

額 第

分

納

期(四月納)第二期(十月納)

第

期一月納 期

本予

科科

四〇〇円

100円

1100H

缺席一年以上に及ふ者

二、学業成達の見込なしと認めたる者

本校教育の趣旨に適せすと認めたる者

第十一章 試験及卒業

選 研

科

二四〇〇円 四〇〇円

一〇〇円

八〇円

六〇円

110円

110円

究

科

第四十八条 評点とす 但し平常の成績を考査し別に試験を行はすして評点す ることあるへし 試験は毎学期末之を行ひ三学期の評点を平均して学年

第五十三条

前条の授業料は其の月十五日より七日以内に、

に金五拾円とす

聴講生の聴講料は一学年間一科目に付金五拾円、

科目を増す毎

第五十条 疾病其他の止むを得さる事故に因り試験に缺席したる者 第四十九条 評点は各科目百点を以て満点とし一科目に付実技は六 十点以上、学科は五十点以上 次学期開始後七日以内に其の事由を詳記し追試験を願出つると 平均六十点以上を以て合格とす

第五十四条

如何なる事由あるも返付せす

は聴講許可の日より三日以内に納付すへし

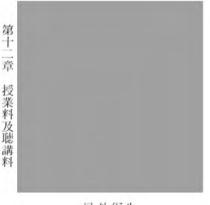
一旦納付したる後は

聴講料

処せらる」ことあるも本校に学籍を有する間は之を徴収す

授業料は疾病其他自己の都合に因

り缺席し又は停学に



屋外写生

仁田三夫氏撮影・提供)

(花壇にて 第五十一条

授与す

者には卒業証書を 制作を完成したる

科目を修了し卒業 許可することある 所定の 第4章 戦後復興期 1056

ì

きは詮議の上之を

但し第四十五条に依る休学者、及第四十六条に依る退学者に対し ることを得 ては授業開始前なるときは其の学期に納付すべき授業料を免除す

第五十五条 本科生にして学資支弁困難なる者特に願出つるときは

とあるへし 其の情状を調査し授業料を減額又は免除し或は分納を許可するこ

停止す 但し事情止みたるとき又は不都合の行為ありたるときは直に之を

第五十六条 授業料は左の各号の一に該当する者に就きては年額の

十二分ノー相当額を徴収す

休学の為学期中途に就学したる者

第五十五条により授業料の分納を許可せられたる者

第五十五条の授業料減免分納を停止せられたる者

第五十七条 其の未納三週間を超ゆるときは除名す 授業料を納付期日に納めざる者は未納中停学を命ず

第五十八条 但し其の一部を貸与し又は支給することあるへし 教科用の図書、器具及材料等は生徒の自弁とす

第五十九条 特に材料を支給して制作せしめたるときは其の生産品

は本校の所有に帰するものとす

第十三章 懲戒及表彰

第六十条 左の各項の一に該当するものは其の情状の軽重により譴 責、停学、除名或は放校に処す

出席常ならさる者

無届缺席一ヶ月を超ゆる者

第六十一条 三、本校諸規則又は生徒心得に背戻せりと認めたる者

学業を精励し成績優等品行方正なる者は適当なる方法

を以て之を表彰す

本規則を実施する際在学する生徒の学科、学科目及び其の授業総 本規則は昭和廿二年四月一日よりこれを適用す

時数は新旧規を斟酌して学校長これを定む 昭和八年二月規定の東京美術学校規則は本規則施行と同時に之を

廃止す

# その他の規則

東京美術学校外国学生特別入学規程細則(大正十三年二月)

第一条 省在外公館又は本邦所在の其国公館の紹介あるものに限り詮議の 相当学歴ある外国学生にして本校入学を志願する者は外務

上入学を許可することあるべし

第二条 前条に依り入学を志願する者には本校予科入学資格相当の 学力検定試験を施し且一般入学者に課する選抜試験を行ひ之に合

本条に依り入学したる者は其の科に於ける実習と併せて諸定の諸 学科を兼修せしむるものとす

格したるときは入学せしむるものとす

第三条 学習に堪ゆる程度の日本語を解し実習の試験並に身体検査 右修了の者には本校規則第五十一条に依る卒業証書を授与す

右修了者には実習課程の卒業証書を授与す に合格したる者は本科生と共に実習を専修せしむ